

議案第 3 2 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「含む。」の次に「次条第 2 項において同じ。」を加える。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第 8 条中「天理市は」の次に「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の 5 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第11条の 2 中「）及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第11条の 3 中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第 8 条の 2 第 1 項に規定する退職被保険者又は同条第 2 項に規定する退職被保険者の被扶養者」を「法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）」に改め、同条第 1 号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健法（昭和57年法律第 80 号）の規定による医療費拠出金」を「高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」に改め、「から、法第 70 条第 1 項第 2 号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に同号に

規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額を控除した額」を削り、「老人保健拠出金及び介護納付金（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金をいう。以下同じ）」を「前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という）」に改め、「支給に要する費用の額並びに」の次に「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び」を、「合算額」の次に「から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同条第2号中「負担金（」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに」を、「による調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を、「都道府県調整交付金（」の次に「後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに」を加え、「第72条の3第1項の規定による繰入金」を「第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金」に、「第74条及び」を「第74条の規定による補助金、法」に改め、「補助金（」の次に「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」を加え、「、同条の規定による貸付金（」を「及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「費用及び」を「費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に、「第72条の4」を「附則第7条第1項」に改め、「療養給付費等交付金」の次に「（以下「療養給付費等交付金」という。）」を加える。

第12条中「ときは」を「場合には」に改める。

第13条第1項中「第15条、第15条の3、第15条の9及び第15条の11において」を「以下」に改める。

第15条第1項第4号を次のように改める。

(4) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第15条の2中「場合にあっては」を「場合には」に改める。

第15条の5の見出し及び同条中「及び世帯別平等割額」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の5の2 第15条の2の世帯別平等割額は、第1号又は第2号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第4号イに定めるところにより算定した額

第15条の6中「52万円」を「47万円」に改め、同条の次に次の9条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第19条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第

2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の6の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、

次のとおりとする。

- (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
  - (3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額
    - ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額
    - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）

第15条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）

第15条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の6の8 第15条の6の6の被保険者均等割額は、第15条の6の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の6の9 第15条の6の6の世帯別平等割額は、第1号又は第2号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯  
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の6の10 第15条の6の3又は第15条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)は、12万円を超えることができない。

第15条の7第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第15条の8中「、資産割額」を削る。

第15条の11第1項第1号中「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

第15条の12中「7万円」を「9万円」に改める。

第17条の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期)」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収に係る保険料」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「普通徴収に係る保険料の」を加える。

第18条第1項を次のように改める。

保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数

が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の6の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は第15条の8の額又は第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

第18条第2項中「し、又は1世帯に属する被保険者数が減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった」を「した」に、「第15条の2若しくは」を「第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の6の額又は」に改め、「同条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「、それぞれ」を削り、「し、又は被保険者数が減少した」を「した」に、「第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に、「し、又は減少した」を「した」に改め、「若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日」を削る。

第19条第1項中「52万円」を「47万円」に改め、同項第1号中「及び当該年度」を「、当該年度」に改め、「その世帯に属する被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号ア及びイ中「10分の6」を「10分の7」に改め、同項第2号中「 )の数」の次に「と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）の数の合計数」を加え、同号ア及びイ中「10分の4」を「10分の5」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に35万円に当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第19条第2項中「及び第2号の一人当たり軽減額」を「、第2号の一人当たり軽減額及び第3号の一人当たり軽減額」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に、「52万円」を「47万円」に、「7万円」を「9万円」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「47万円」とあるのは「12万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

第24条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

- (イ) 船員保険法の規定による被保険者
- (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
- (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
- (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

附則第1項を附則第1条とする。

附則第2項を削る。

附則第3項の見出し中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に改め、同項中「平成19年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「附則第16項第1号」を「附則第26条第1項第1号」に、「法附則第17項」を「同条第2項」に、「法附則第16項第2号」を「同条第1項第2号」に、「附則第16項の」を「附則第26条第1項の」に改め、同項を附則第2条とする。

附則第4項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者若しくは特定同一世帯所属者」に改め、「以下「特定公的年金等控除額」という。」を削り、同項を附則第3条とする。

附則第5項から附則第8項までを削る。

附則第9項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者若しくは特定同一世帯所属者」に改め、同項を附則第4条とする。

附則第10項の見出し中「長期譲渡所得」を「長期譲渡所得等」に改め、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5条第1項とし、附則第11項の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を同条第2項とする。

附則第12項中「国民健康保険の被保険者」を「被保険者若しくは特定同一世帯所属者」に改め、同項を附則第6条第1項とし、附則第13項の見出しを削り、同項を同条第2項とし、附則第14項の見出しを削り、同項を同条第3項とする。

附則第15項の前の見出しを削り、同項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第7条第1項とし、附則第16項を同条第2項とし、同条に見出しとして「（先物取引に係る雑所得等に係る保険料の算定の特例）」を付する。

附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第8条とする。

附則第18項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9条とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

第2条 改正後の第11条の2から第15条の12まで、第18条及び第19条の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。